議案第46号 大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

それでは議案第46号、大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制 定について、説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

この度、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道法で規定される水道行政の所管官庁が厚生労働省から水道整備・管理事務に関する業務は国土交通省に、水質に関する業務は環境省にそれぞれ移管されることとなったことから、本市水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたものです。

なぜ移管するのかについてですが、一つ目に先の新型コロナウイルス感染症対応についての反省を踏まえ、感染症に関する厚生労働省の負担を軽減し、感染症対策に注力することを可能にするものであり、二つ目に水道行政が直面する課題に対応するため「公衆衛生整備」の観点から「社会資本整備」の観点へのシフトを行うことから、社会資本の整備に関する知見を有する国土交通省に移管するものです。

移管のメリットとしては、国土交通省においては社会資本整備や災害対応に 関する専門的な能力・知見が発揮でき、下水道等の他の社会資本と一体的な整 備を進めることが挙げられます。環境省においては河川などの環境中の水質に 関する専門的な能力・知見が発揮できることが挙げられます。

資料3ページをお願いいたします。

こちらは大津市水道事業給水条例の新旧対照表となります。

条文中の厚生労働省令を国土交通省令に、厚生労働大臣を国土交通大臣に 改めるものです。

以上、議案第46号、大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定 についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。